

# 処方せん料

医療費の算定で、今回は処方せん料についてお話しします。

クリニックを受診して必要に応じたお薬が出された場合、お会計の時に領収書や明細書と一緒に、処方薬の情報が書かれた処方せんをお渡しします。3歳以上のお子様の場合、処方せんが発行された場合に、処方せん料として**68点**が算定されます。（3歳未満のお子様については、当院では医療行為のすべてが小児科外来診療料に含まれますので、処方せん料としての算定はありません。）処方せん料は、万が一処方せんが2枚になったとしても、1回の処方につき1回の算定になります。

点数 × 負担割合 = 負担金額（10円未満は四捨五入）

年齢	負担割合	負担金額
義務教育就学前（～6歳）	2割	140円
義務教育就学以降（6歳～）	3割	200円

このように、お薬が処方されて処方せんが発行された場合、**3歳～小学校入学前までのお子様は140円**が、**小学校入学以降のお子様は200円**が診察料とは別にかかるということになります。

## ◆一般名処方加算

処方せん料には、いくつか加算があります。その1つが一般名処方加算です。

これは、後発医薬品がある医薬品について、お薬の商品名に代えて有効成分の名前で処方した場合に算定されます。

例えば、ムコダイン（商品名） ➡ カルボシステイン（一般名）

ロキソニン（商品名） ➡ ロキソプロフェンナトリウム（一般名）など

処方されたお薬のうち、後発医薬品のあるすべての医薬品（2品目以上）が一般名処方されている場合には**3点**を、1品目でも一般名処方されている場合には**2点**を、処方せんの交付1回につきそれぞれ処方せん料に加算します。

患者様としては、処方せんが一般名で表記されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることができます。



## 後発医薬品とは…

別名ジェネリック医薬品ともいわれ、新たに開発された先発医薬品（新薬）と同じ効能、品質、安全性であると国から承認されたお薬です。開発にかかる期間が、先発医薬品（新薬）と比べて短い分お薬を低価格で供給することができます。確かな品質を低価格で供給できるジェネリック医薬品は、患者様の負担を軽減し、医療費抑制にも貢献する薬として注目されています。



## ◆ 特定疾患処方管理加算

例えば喘息や糖尿病、慢性胃炎など、数種類の厚生労働省が定める疾患（特定疾患）を主病とする患者様に対して処方せんを交付した場合に、月に2回に限り、1回の交付につき**18点**を、また、お薬の処方期間が28日以上の場合には、月に1回に限り、1回の交付につき**65点**をそれぞれ処方せん料に加算します。**18点**加算の場合は、特定疾患に対する処方でも加算されますが、**65点**加算の場合は、喘息などの特定疾患に対する処方が28日以上の場合にのみ加算されます。

この特定疾患処方管理加算は、医師が総合的に病態の分析を行い、それに基づいた処方管理をしていることの評価とご理解ください。

なお、処方せんの有効期間は4日間なので、処方せんが発行されたら、できるだけ早く調剤薬局へお薬を受け取りに行きましょう。

これから風邪やインフルエンザの流行する季節がやってきます。外出後の手洗い、うがいに加えて、十分な栄養と睡眠で風邪やインフルエンザのウイルスに負けない身体を作りましょう。

